

| | |
|------------------|---|
| Title | 徳川日本における両替商の経済思想：草間直方『三貨図彙』を読む |
| Sub Title | The economic thought of an exchanger in Tokugawa Japan : Kisama Naokata's Sanka zui |
| Author | 寺出, 道雄(Terade, Michio) |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 2019 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.111, No.4 (2019. 1) ,p.501(129)- 520(148) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.20190101-0129 |
| Abstract | |
| Notes | 研究ノート |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20190101-0129 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

徳川日本における両替商の経済思想

——草間直方『三貨図彙』を読む——

寺出道雄*

(1) はじめに

本稿は、草間直方（1753（宝暦3）–1831（天保2）年）の名著である『三貨図彙』（1815（文化12）年）から、その「物価之部」巻之一にある、直方の経済思想をよく伝えた部分（草間直方（1932）pp.705.–716.）を取り上げて、現代語訳して注を付すとともに、若干の解説を加えたものである。『三貨図彙』は、日本で最初の本格的な貨幣史の名著である。同書以前の貨幣に関する書物は、弄銭家の趣味的な著述であった。また、直方が、『三貨図彙』「附録之部」に収録している新井白石の「本朝宝貨通用事略」（新井白石（1977a））は、日本における貨幣史の嚆矢であろうが、極めて掌編であり、しかも、徳川時代への言及は些少であった。

直方は、京都の商家に生まれ、幼くして京

都、次いで大阪——直方は、大坂ではなく、大阪を用いているので、それにしたがう——に奉公に出た。そして、1774（安永3）年には、大阪の両替商・鴻池屋に勤務を始めるとともに、鴻池家の別家である草間家の女婿となった。直方は、1809（文化6）年には、鴻池本家への勤務をやめ、独立して両替商を営み、諸藩とも取引をするとともに、その財政顧問的な役割を果たした。その後、1824（文政7）年には、息子に家督を譲り、隠居した。

以上の直方の生涯の概略からも分かるように、『三貨図彙』は、彼が現役の両替商として活躍していたときの著作である。

その本編は、「銭之部」「金之部」「銀之部」——「三貨之部」——と「物価之部」とからなっている。「三貨之部」では、各種貨幣の図を付して、古代以来の貨幣史が詳細にたどられる。また、「物価之部」では、近世における金銀銭の比価や米価の推移が、具体的な数値

* 慶應義塾大学名誉教授

をあげてたどられる。その叙述は、客観的な史実・史料の集成が主体であり、直方自身の見解が述べられることは少ない。そうした中で、異彩を放っているのが、本稿で取り上げた、「物価之部」卷之一である。そこでの叙述からは、大阪の両替商の「肉声」が聞こえてくる。本稿において、その叙述を現代語訳する理由は、それが近世日本の経済思想に特別の知識はもたない読者——例えば、近代日本や西洋・東洋の経済思想に関心のある読者——にも読んでもらえれば、興味深いものとなっているであろうからである。解説も、そうした読者にも分かりやすいものとなるように心掛けた。

原文は、近世文の常として、句点も段落分けも項目分けもない一本調子のものである。そこで、読みやすさを考慮して、現代語訳には、適宜、句点、段落分け、項目分けをほどこし、項目ごとに番号をふるとともに、その要旨をしめす表題と短文を付した。文中の（・）内は、原文では小字による割注である。

なお、直方の経済観については、すでに優れた研究・解説（新保（1985）、小室（2016））がある。本稿の解説では、それらとは若干異なる視点から叙述をおこなっているのも、それら先行文献をも併せて読んでいただければ幸いである。

以下、(2)では、『三貨図彙』の一部の訳注を掲げる。(3)では、その解説を述べる。

(4)では、本稿の内容をごく簡単にまとめる。

(2) 訳注

以下、『三貨図彙』「物価之部」卷之一の訳注を掲げる。

1. 食貨は政治の基本

食貨は政治の基本であり、士農工商とも計画をもって行動をなすべきである。

『書経』⁽¹⁾ 洪範の八政を始め、古典・注釈に食貨⁽²⁾をもって政治の基本とすることは、あえて数え難い。士農工商に至るまで、米価・物価の高下を考え、儉約を守り、収入を量って支出をなす計画がなければ、必ず国家は安泰ではない。

2. 金銀と融通

金銀は直接の有用性をもたないが、一切の用を足させる米穀に次ぐ宝である。すなわち、金銀の用は、一切のことを融通させるにある。

しかし、我らのようなものが悪く心得れば、吝嗇に落ち、入米金交易の損得にのみ心を入れるので、それでは融通⁽³⁾の道がふさがり、かえって安穩ではない。米穀は、人命を養うものである⁽⁴⁾ので、貨物の第一として論じるに及ばない。金銀は実にもって、飲食物の代わりにもならず、衣服の代わりにもならない。「宣化紀」⁽⁵⁾に「黄金が満貫あっても飢えを癒やす

(1) 五経の一。『尚書』。

(2) 食糧と貨幣。経済。

(3) 収入をもたらす取引。

(4) 流通。

ことは出来ず、白玉が千箱あってもどうして冷を救うことが出来よう」という通りである。何にもならないとはいっても、これをもって世の中一切の用を足させる聖人⁽⁶⁾の工夫であるので、金銀珠玉は、米穀に次いで宝とするものである。

金銀の用は、一切のことを融通させるのが、根本である。そうであれば、融通の道が偏れば、必ず国家の傾きとなる。『大学』⁽⁷⁾平天下の章にも、財の偏りが無いことをもって、平の字を解いている。すなわち、あまねき融通の道の意味である。

3. 新田開発と米価

第一の宝である米穀の供給は、新田開発によって増大した。そのことによって米価は低迷することが多くなった。

米穀の出来は豊凶によるといっても、年々限りなく地から生じる。金銀は限りあるものであるから、人民が蓄えることは出来ない。すなわち、米穀の徳は金銀に及ばないで、豊作を疎むことになる。しかし、これは、時世を考えない過ちである。五十年前までは、豊凶の平均は六十目⁽⁸⁾であった。五十年来、山野が開かれ、海浜に堤防が築かれ、水利を考え、沼地を埋め、新田としたことは幾十万石ということを知らない。これによって、全国的に豊作であるといわれると、津々浦々に米穀が

充満し、五十年以前の豊作に比べて、今は一層増大しているであろう。すなわち、米価が低迷するときは、三・四年もうちつづき、かえって士民が迷惑に思うこともある。天明七(1787)年四・五月のこと、諸国共に米穀が払底し、士民が飢餓に陥ったので、いよいよ新田開発の企てがあり、豊作であると米穀は東西に満ちるようになった。

その後の豊凶ということを考えるに、大体六・七歩の作で、相場一石につき、七・八十目にいたることがままあるものの、その翌年、新穀が出回るころになれば、多分五十目位の位になり、前年とは二・三十目の違いである。もっとも、その年の豊凶によるとはいえ、大きな違いであるといえる。これは、諸国豊作といえ、米穀が充満するからである。今日、六・七歩の作といっても、五十年前の七・八歩に当たり、七・八歩は、九歩十歩の作である。天明七(1787)年の後、年々諸国の様子を聞くに、上々の豊年といっても、七・八歩の作であり、十歩の作ではないという。七・八歩の作で、米穀が国内に充満するのは、まったく新地米⁽¹⁰⁾が多いからであろう。国内の人口も五十年前とは倍増しているであろうに、国々の食糧を除いても、津々浦々に売米が満ちている。そうであれば、今、米価の下落によって、容易に買米が出来るといっても、その利益があるとはいえない。もっとも、金銀の融

(5) 『日本書紀』の「宣化天皇紀」。

(6) 儒教の古聖人。

(7) 四書の一。

(8) 米1石=銀60匁。

(9) 天明の飢饉。浅間山の大噴火は、1783(天明3)年。

(10) 新田でとれた米。

通が良いときなら、その利益はあるであろうが、不融通のときには、いよいよ金銀の価値が高くなり、米穀の価値は低くなり、市場の⁽¹¹⁾ 人氣が騒ぎ立ち、かえって米価は低下するであろう。

4. 米市場の放任の必要

米価の上昇・下落は自然な作用であり、人為的に左右すべきではない。米価の下落への対策として買米を命じることは、金銀の融通を妨げることになる。

安いも天、高いも天であり、天地は一事もなさないのに、時が狂わず、日月は一事もなさないのに、明暗が生まれる。豊凶高下は、天地消長の道である。楽が極まれば悲しみ、悲しみが極まれば楽しむ。夏あれば冬あり。どうして、あまねく豊年のみがあるであろう。よく屈するものはよく伸びる。米価が下落するときは、また市場が活況になり、後に高くなると思い、値が安いの見込んで、必ず市民に買い置き心が生まれるので、自然に高値になるものである。

金銀の用は、もっぱら一切のものを融通させることである。それゆえ、都会の市民の者に申し渡して、その貯えの金銀をもって米を買うように仰せ付ければ、ともかく米価は高値になる道理である。しかし、そうすれば金銀の用が塞がり、東西の諸侯を始め、士民ま

での融通が滞り、迷惑になるであろう。これによって、また、自然と米価を引き立てることにならない。

そうであれば、今通用しているのは他の、別の金銀を用いて米を買えば、売買する双方に差支えがなく、士民ともうまくいくように見える。しかし、それには不利益が多く、如何ともし難い。宋の代に王安石が宰相として⁽¹²⁾ 政治を執ったとき、五百里の太湖を干拓し、⁽¹³⁾ 新田を造成したなら大きな利益であると考え、それを始めようとしたが、その太湖の水を落とす工夫がなく、苦慮していた。そのとき、食客の中の劉貢父という者が、「もっとも簡単なことです」といった。安石が喜んで「如何に」と問うと、答えていうのに、「太湖の水を落とそうとするなら、その太湖の傍らに今一つ別に太湖程の湖を作り、それへ太湖の水を落とせばよいのです。」安石はその意味を悟り大笑いし、その計画をやめたという。

米価の高下も金銀の融通も、⁽¹⁴⁾ 天理の自然であり、人力によっては変えがたい。そうであれば、士民ともにその覚悟があるべきであり、米価の高下は捨て置くのが良いであろう。そうしたときには、金銀の融通が手広く、かえって高値になる。いわゆる「小魚を煮るごとし」、すなわち小魚を煮るとき手を加えすぎると煮崩れてしまうという通りである。⁽¹⁵⁾

もっとも、米価の高下は、その年の豊凶に

(11) 市場での人々の心理。

(12) 宋代の政治家・文人。

(13) 中国・江蘇省にある湖。

(14) 天の道理。

(15) 政治は民間のことに干渉しない方が良いことの喩え。

よるといっても、その土地の融通によってまた少し高下がある。融通の道が塞がるときはその害が多い。相場は、活気によって陽化する生き物であるので、陰気であっては引き立て難い。元来、相場は商賈の私から起こるもので、公道の意図によらない。その商いに高下があるから、商家の業も成り立ち、金銀の融通も出来、公私の用にも応じられるのであって、このことは道理である。

5. 豊凶と米価

供給の増大した米価は、低迷をつづけるであろう。しかし、市民は凶作による米価の上昇に備えるべきである。

心を勞する者は人を治め、力を勞する者は人に治められる。人に治められる者は人を養い、人を治める者は人に養われる。士農工商、皆上があって下が立つ。下があって上が立つ。天地の用はこのごとくである。その内、貴い者は少なく、賤しい者は多い。これは、天が物を生ずる自然の理であり、鉄より銅は少なく、銅より銀は少なく、銀より金に至ってはいよいよ貴く、人もまたそのようである。

米穀たるや金銀珠玉を超え、貨物の第一に貴いものであり、それが少なければ、尊卑ともに一日も暮らせない。そうであれば、多年の豊作も願うべきことではあるまいか。このように貴いものであるので、常に心して、凶年のことを思い図るべきである。また、凶作も豊作と同様、広大に起きることであり、士

民が飢渴に及ぶと思えるが、国によって豊作もあるものである。早は湿地には良い。雨は乾地には良い。山谷の陰所は風災にも傷まないというから、まず、現代は米価の低迷が常であるとすべきである。そう考えなければ、俸禄⁽¹⁶⁾の武家はより迷惑をこうむるであろう。しかるに、五十年前も今も同様と考えれば、諸侯の作回りの見積もりは齟齬するであろう。工商は無禄⁽¹⁷⁾の者であるので武家とは違い、米価が下直である程、高いときを考えて、余りの銀を貯えて儉約しなければ、渡世に障害が出ることになる。士と民とでは、心得に天地の違いがある。

6. 金融の中心地大阪

大阪が金融の中心地となったのは、人々の義気に満ちた気風による。大阪が衰微すれば、全国が衰微するであろう。

さて、金銀の用は、一切のことを融通するのが根本であり、商賈の用は、その金銀の融通が滞らないように、万物を交易するのが専らの務めである。海の干鯛をもって陸の田地の稲麦を肥やし、材木銅鉄をもって海に行く船の材料とし、百千万の米穀を始め、貨物を輸送し、金銀に換え、田野の豆、麦、麻、綿を市に至らせるまで、皆、商人の専らとする所である。

私は愚かにして他国のことを知らないが、摂阪（摂は『字彙』⁽¹⁸⁾に、「静謐」の意味であるという。『漢書』⁽¹⁹⁾に、「摂然として天下が安定する。

(16) 米で一定の収入を得る武士。

(17) 米による収入を持たない者。

もって天下静謐の象徴の意味である」という。)、
摂津の地は、昔、仁徳天皇の御代にその徳化
を慕い、蕃夷を始め、万民が貢を奉り、全国
の貨物船がしきりに入港した（ただし、源家開
基の祥瑞のことは、「庶有編」を合わせ考えるべき
である。⁽²⁰⁾）。今もって連綿として、諸国の交易
の貨物相場も当地を根本とし、繁昌は他を超
え、実に全国の天の庫というべきである。こ
れによって商人にいたるまで、義気凛々とし
た人気⁽²¹⁾があって、人を育成し財産を分与し、万
物を交易し、全国の諸侯方の送金を始め、臨
時・非常・公私の金策に至るまで、頼みにまか
せ、わずかに紙一枚の契券をもって莫大な金
銀に引替える。このことは、武士は信約を失
われないのが常とは知っていても、義烈の人
気がなければなし難いことである。ゆえに自
他の幸いとなり、金銀が融通し、自然と大阪
の繁昌が他を超えているのは、このためであ
って、地理がしからしめたものではないので
ある。大阪が衰微すれば全国が衰微する。白
川公の「庶有編」を合わせ考えるべきである。⁽²²⁾

7. 不信義の風潮

近年、金銀の融通が滞るようになった。その原因は、契約の履行が信用出来なくなった

ことにある。

今、五十年以来のことを考えるに、国内の金銀の量は広大無量であろう。しかしながら、契券・印章⁽²³⁾が信用出来ないものとなって、返済が滞り、反古同様となって、銀製品と茶器・絹布を始め、諸道具の代わりとなった金銀の数はこれまた広大なものである。天下の金銀は、半ばはこのために名のみ存在である。また、山・川・野に人に知られず埋め捨てられたものも多く、これらは正金銀の減少⁽²⁴⁾である。総体としては、天下の人民も年々に多くなり、財産に依じて、奉公人にいたるまで、貯えをもたぬ者はない。そうであれば、流通する正金銀は、年々不自由になるはずである。

大阪も、諸侯方の契券の不信によって、この五十年以来は莫大な正金銀を減じたことであろう。よって、市民も契券の不信を恐れ、惜しみ貯え金銀を出さぬようにしたので、東西の諸侯方の公私の用も不便であろう。これまで、契券の不信により、借財融通が成り難いことを考え、臨時・非常の資金に困らぬように、諸侯もその備えを設け、現金銀を他国に漏れ出さないように図った。それによっても自然と偏りが出来るのである（ただし、明和四（1767）年以後、四文銭を始め、銭がおびただし

(18) 明代に成立した漢字辞典。

(19) 後漢代に成立した前漢代についての史書。班固の筆になる。二十四史の一。

(20) 源満仲が住吉大社からの神託により、摂津の多田荘を開いたこと。（源定信（1932）p. 1148. 参照）
「庶有編」は、白河侯・源（松平）定信の筆になる。直方は、それを『三貨図彙』「附録之部」に収録している。以下、引用は同書収録版による。

(21) ここでは、「気風」。

(22) 「摂州大阪の地は、輻湊第一の地であり、四方の都会でここに勝るものはない。ゆえに、我国において、金銀ともに大阪のように、流通が多く自由になる地はない。」（源定信（1932）p. 1147.）

(23) 契約書と印鑑。人々の中の契約のこと。

(24) 現物の金銀貨。

くなり、その後⁽²⁵⁾に朱銀また金銀の増鑄があり、天文(1532-55年)以前とは天下の金銀が倍増し、金銀銅の三幣とも豊かになるはずが、文化三・四(1806・07)年の頃から、金⁽²⁶⁾がいたって高価になり、六十四・五匁から六・七匁に⁽²⁶⁾いたった。これは、何故とはなしに、自然と相場が上がったのである。まったく金が国々に偏り、払底した所もあることによるのであろう。「金之部」にも記した。)

そのように不融通となる根本は、契券・印章の不信から起きている。五十年以前までは多分なかつたであろうが、諸侯に名目銀⁽²⁷⁾をもって貸し、あるいは諸侯方の正米出切手⁽²⁸⁾を引き当て、また、入港する国産品の土蔵をそのまま市民に封印させ、引当質物⁽²⁹⁾がなくては貸さないようになった。諸侯方も、年々借財を返すことが出来なくて、借り入れが困難になり、

金銀の融通がはなはだ不自由になった。その中でも、正米切手⁽³⁰⁾によって、相対で貸借することは、第一に公令を軽んじるものであり、貸し借り双方ともに憎むべきことである。後々は、諸国の銀鈔⁽³¹⁾のように、正金銀はなくなつて、出切手⁽³²⁾のみ年々多くなり、市中の売買も⁽³³⁾空米が多くなり、自然と市中の公用の必要があるときは、空切手⁽³⁴⁾がおこなわれ、買い持ちの正米を貯蔵していることが無益になることもあるであろう。そうしたときは土地の法令も立ち難く、大きな騒動となるかも知れない。綿密に厳令を下して事態を正してほしいものである(名目銀、居催促⁽³⁵⁾等のことは、「庶有編」を並び考えるべきである。)

(25) 南鐐二朱銀。1772(明和9)年に発行。銀貨であるが、8枚をもって金1両に当たるとされた。朱は、本来、四進法による金貨の単位。1両=4分=16朱。

(26) 金1両=銀64・5匁。当時の金銀の比価については、「金之部」巻之十二を参照。

(27) 寺社など有力者の名義を借りて貨幣を貸し付けること。

「名目銀の貸し付けは、富家・権家の威を借りて、債を取り収める工夫である。これは、初めに貸すときから、債務が滞るのを見越し、高貴の名目を付けて、返済が滞れば、その借主の町方、家主にまで難儀となるので、是非払うという理屈を考えて、名目銀と立てて貸すことである。……もとより済ましかねるものと思つて、名目を付けたのであるから、はたして済ましかねて訴訟に至るような名目を付けて、貸しを取る工夫をして貸し付ければ、借りる方もまた名目を付けて、借りて返さないときはそうすればよい、という工夫をして借りるので、ついには名目貸しも立たないようになった。……名目を付ける意味は、相手は返済も心もたなく恥を恥とも思わぬ輩であるので、相手に貸してその利息を取ろうとするには、威勢を借りてとらねばならないと考えるのが、その本意である。名目を付けて取ることであるので、借りる人も本来そうした見立てにあって借りる人であり、恥は合点して借りるので、貸主に恵はなく、借りる人も恩に思わず、義理は初めから欠けていて、終には、互いに仇みあうことになる。」(源定信(1932) pp.1146.-1147.)

(28) 諸藩の蔵屋敷から発行された、正米(現物の米)と引替えられる証券。米市場で商品化された。

(29) 抵当とする物。

(30) 正米出切手に同じ。

(31) 銀を準備とした紙幣。藩札。

(32) 証券。

(33) 現物の裏付けのない架空の米。

(34) 空米にもとづいた証券。

8. 信義の必要

契約が履行されないことの根底には、人々が不信義になる風潮がある。それに対応するためには、儉約をなし、他人から借金銀をしない覚悟が必要である。

ある藩で、侯の借財の返済がないのを責めたら、「契券の不信は気の毒であるが、こちらから貸せといったとき、根本が貸すのが不調法である。貸さなければそちらにも迷惑をかけず、こちらにも義理を失わなかった。そうすれば、そちらにも貸したという誤りがあるのだから、了見は五分五分だ」といって取り合わなかった。このように人気が不信義になれば、金銀の融通は、もちろん年々薄情になるであろう。嘆いても余りあることである。

『尚儉撮要』⁽³⁶⁾にいう。「財を借り用いるときは、産を破ることの基である。なるべくは艱難辛苦して、悪衣悪食を恥じ忍び、他人から借りてはならない。自然詮方なくして借り用いたなら、朝夕そのことを心にかけて早く返

すべきである。はじめ借りたときのことを思い、懇ろに返し償うべきである。貸した人も大きな苦心をして出した財であることを、自分が借り用いてさえ足りないことから、推して知るべきである。人が辛苦して貯えた財を、借り用いて返さない。それでは、いったん不義の利潤を得ても、盗賊に比されるのをまぬかれない。後に困難にあうことは遁れ難い。」

そうであれば、常に儉約をなし、何事も耐え忍び、他から借用しないように専ら心がけるべきである。しかし、事業のために借り、貸すことを業とする者があるのだから、互いに信義を失わないように守るのが融通であり、天の道である。運は精心にある。必ず努め励むべきである。

9. 質入れと売買

金銀が必要なときは、財産を質入れするよりは売り払った方がよい。土地の売買は制限し、百姓の土地所有の標準化を図るべきである。

(35) 借方の所に居座って貸金の返却を迫ること。

「大体、享保期、元文中までは、居催促すべからず、という御触があることがあった。近年にいたっては、居催促ということ聞かない。……その頃までは人の交際において信約を重んじる風があったので、契券によって貸借をして、その貸借の返済が滞ると、居催促を遣ってその債を責めたのである。その頃までは契券の信約・印記の證も確かであり、無抵当で貸借が成ったからである。近年に至って居催促がなくなった訳は、引当なしに金銀の借り貸しをせず、印記が証拠にならないので、皆確かな抵当を取って借り貸しをするために、その約束の返済期日を過ぎれば、居催促に及ばず、その引当物を償いにとって済むので、居催促人は用いないようになったのである。これは、契券の信用がなくなったためである。

私が幼年の頃には、商家はもとより、農工の家も、契券は実に正金と同じと思って、人が券を持っていれば、いつでも正金銀に代えられると思っていた。これは、人々が信義をあがめたので、印章は貴かったのである。商家農工とも我が家から出す契券が信用されないということであれば、遍く通用する金銀銭を正信に遣わねば通用しない道理である。例えば、百金を貯えた家で百金の契券を出して、正金に等しく通用するときは、元の正金と契券の百両と、かれこれ二百金が通用するのであり、倍の便利である。この契券を疑われて、貯えた正金のみが用いられるならば、倍の使用はならず、百金は百金である。」(源定信(1932) pp. 1144.-1145.)

(36) 徳川時代の書。戸田琴山の筆になる。

前にも述べたように、近来、貸借の道はなべて不信義となり、引当質物がなくては、貸さないようになった。しかし、田地を始め、諸道具等を質物に入れて、借財をするのはよろしくない。年々高利を取られ、ついに元銀を返すにいたらない。質物は質流れとなり、富む者はいよいよ富み、貧しい者はいよいよ貧しくなり、相続することが出来ない。質に入れるよりは、安くても売り払った方が良い。もっとも、先祖から譲り受けた物を売るのは不本意であるが、相続のために家に残しおいた物であるのだから、売り払い、再びその家を興そうと、励み努めるべきである。そうでなければ、先祖に不孝の汚名を残すであろう。再び家を興したなら、また再び買い戻すべきである。先祖からの義理を思って売り放さないときは、質の利息が重なってなお損失が多い。

今、見るに、十の内八・九は、質に入れて借財をし、その銀をもって家を興し、再び質を取り返すことが出来ず、いよいよ貧しくなる者が多い。諸道具の類はたとえ名品の器とはいっても、無益の物が多く、子孫に驕奢のきっかけを残すものが多い。身上不如意と知ったなら、早く売り払うのが良い。決して諸道具に心をとどめるべきではない。実の宝は、先祖譲りの田地だから売るに忍びないこともあるであろう。また、永代売渡は昔から禁制で⁽³⁷⁾あり、国史にもそのことが出てくる。しかし、後世に及んで売買がある。これを以て損益を考え、早く売って用を弁じ、また、先祖への不

孝を顧みて、励み努めて、遠からず取り返すべきである。多くは、年々の利息を計算して、買の家は立ち退くものである。『成形図説』⁽³⁸⁾にいう。「昔、延喜二(902)年、百姓の田地・宅地を買い取るに、閑地・荒田を占有することを停止させた。⁽³⁹⁾格にいう。不正がおこなわれ、田地はついに豪家の荘園となった。よこしまなことで、長く民衆は農業の地を失った。(中略)土地には限りがある。百王の命運には限りがない。もし有限の土地を削り、常に無究の命運を奉じれば、後代の百姓は土地を得て、耕すことが出来るであろう。」

あるいはいう。富んだ民が田を質に取り、貧民に金を貸し、高利を取って、ついにはその田を取り上げるので、富者はいよいよ富み、貧者はいよいよ貧を憂うことになる。そうであれば、田地の持ち高が一町に足りない民には、買い添えることを許し、売り渡すことを禁じ、その中間は売買を自由にすれば、人のなりわいの期間三十年を経れば、六・七分は貧富を換えるものであるから、ついに強雄の大富もなく、生活しがたい極貧もなく、平等にして訴訟も少ないであろう。貧しい百姓といっても、買い入れを禁ずるときには、売らずに立ち行くものである。小禄といっても、武士は禄を売り渡すことが出来ないので、相続することを見ても分かる。

百姓は、物を売ることが心まかせになるものゆえ、こらえずして売り尽くし、終には路頭に迷うという。そのように、とかくわが物

(37) 徳川時代の「田畑永代売買禁令」は、1643(寛永20)年に発布。

(38) 徳川時代に編纂された農書等の叢書。

(39) 律令を改変するための法令。

と心得、わがままに売買するので、富める者はいよいよ富み、貧しい者はいよいよ貧しい。皆わが物ではなく、先祖からの預かり物とわきまえなければならぬ。郡官が協議して窮民を救う政策は、如何ほどの効果があるであろうか。

工商は無禄の者であり、自分の職業に精力を尽くすと尽くさないで貧富・幸不幸があり、士農とはまた異なり、よって身上が平等にはなり難い。農民といえども、耕作を怠るときは、商家と同じく衰えることは勿論である。田地の持高を一町と定め、その他の売買は心に任せ、なお法を定めれば、三・五十年に貧富は入れ替わり、大富・極貧もなく、農民の身上が平等になる理屈もあるであろう。しかし、身上の良い者が貧窮に陥るといのは、その者の運不運によるとはいつても、元來は耕作を怠るか、贅沢に耽ったか、才覚に欠けていたか、いずれかにその原因があるであろう。天災・地異の災いがあれば、その者の田地に限らない。一村同じである。また、水旱の災いは、天地消長の道理があつて、いつ起きるといふことを知らない。別して、農民はかねてその覚悟なくてはかなわないことである。これも人力を尽くすと尽くさないで、また損益がある。幸不幸・運不運といつても、小夫の務めは勤勉にある。

10. 勤勉の必要

財産を失わないためには、人力をつくし勤勉であることが必要である。商人は無駄を省き、儉約に励み、貨殖に努めるべきである。

昔は、福善・禍悪についても、善は善、悪は悪と一筋であつたので、その筋目も違わなかつたが、次第に後世の風潮は賢しくなり、善悪も一筋ではなく、善悪が交わるので、善にも禍いがあり、悪にも福があるようになった。このことは、白石先生にも論がある。そうであれば、幸不幸・福善も心にかけて、ただ一筋に己の職分を守り、努め励むにしくはない。貧富平等でないのも天理であり、平等でないので貴賤を分かち、士農工商、皆それぞれに上下があつて、天地の用をなしている。これは貴賤・貧富を平等にしない天の命である。古語に「富足は儉約から生じ、貧困は奢侈から起きる」といふ。市民は、なおもつて無禄の者であるので、職業に努め励み、儉約をしなければ、必ず家を破り、後には不義をも不義と思わず、利欲のために身を亡ぼす。慎むべきことである。

また、五十年來、奢侈をもなさずに、諸侯方の契券の不信によつて、莫大な正金銀を失い、家を倒すものが少なくない。五十年前と引き比べては、大阪の地も衰えたであろう（白川公「庶有編」を並び考えるべきである。⁽⁴¹⁾）。

そうであれば、農工僧医の他、商売をする

(40) 新井白石。徳川中期の儒者・政治家。白石の「論」とは、『鬼神論』（新井白石（1977b））を指すとされる。

(41) 「国初から大阪で諸侯方の財用を調えるので、その庇護で貨殖する者が多かつた。近年に至つては、多額の損失に及ぶ者が多くなつた。今、これを平均するとすれば、大阪の金銀は、昔より減じたであろう。」（源定信（1932）pp. 1149.-1150.）

者は、いよいよ儉約を守り、無益なことを省き、勤めて貨殖すべきである。しかし、天理に背く不実の商いは、堅くしてはいけない。その道をよく考えて、励み努めるべきである。諺にも「貧は諸道の妨げ」ともいい、「庫が満ちて礼節が起きる」ともいう。大商は国の飾として用をなす。諸工はよくその利を得れば国が富む。

今は、昇平隆盛の御代であり、天地の気が和し、人事がそれに相応じて、米穀が年々庫に満ちるといっても、金銀が不融通であるので市民は衰微している。その衰微の元は不融通である。不融通の元は、契券・印章が信約を失ったことから起きた。その信約を失ったのも、やむをえない臨時・非常の費用から返済の約束が守られなくなったのである。もっとも、国家の平安が久しいときは、自然と奢侈が長じ、必ず国用が足りず、民を聚斂する。⁽⁴²⁾漢の武帝のとき、国家の財用が不足して県官の庫が空になった。郡の長官は皆首を垂れて、富商・大商に借財を求めた。古今の事態に異なることはない。

11. 藩財政の立て直し

藩財政の立て直しは、家中から有能な人材を選んでおこなうべきである。その立て直しに当たって、借財があることは問題ではなく、それを国家再興に役立てるべきである。

経済に心を用いて、⁽⁴³⁾国家困窮の基を正し、万事儉約して改革の道を興し、柱石となる人傑もまた稀である。借り貸しのことも、治国・齐家の専用であるが、その仕方が悪いのでおこなわれない。借銭は借銭しないための借銭である、と肥後の大夫⁽⁴⁴⁾がいった。これは金言である。およそ国家が衰微したとき再興しようという工夫も、まず借財に心がゆくので、智慧も工夫も出ず、空しく手を束ねていて、年々国家が衰微する。よって、国家が衰亡したのを再興するのは、経済に詳しく器量が大きい人物でないと難しい。学者の理屈でも、商人の利発さによってもおこなえず、いたって難しいものと思われる。天和年間（1681-84年）に、熊沢氏⁽⁴⁵⁾が、備州で国政を執られたときのことをもって知られる。当時は、御勝手⁽⁴⁶⁾直といい、諸侯方は経済に巧みな者を召し抱え、国政を任されたことがあったが、家中は新参者を嘲侮し、帰服せずにかえって騒動に及ぶことが間々あった。無益というべきであろう。そうであるなら、他に人を求めるのではなく、家中の人材を選び任せおこなうべきである。「金は火を以て試し、人は事を以て試す」という。必ず人を選ばずにはおけない。国を治め家を安んずるのは人を得るからであり、国を亡ぼし家を失うのは人を失うからである。

借財のことも、天下の金銀の融通のことで

(42) 前漢第7代の皇帝。

(43) ここでは藩のこと。

(44) 家老。直方は、後述するように、肥後藩とも取引があった。

(45) 熊沢蕃山。徳川前期の儒者。一時、備前藩の財政を担当した。

(46) 財政の再建。

あるから、大借といって屈するには足りない。経済というのは、その大借を国家再興の用に用いるか、また死物にするか、死活の方法は、それを司る者の智略にある。その借財を再興の用に立てるといふ大きな器量がなくては、大功も立てがたい。儉約の発起というのは、元来、借財が多いので起きることであり、借財は儉約の守り本尊ともいえるものである。そうであれば、ほどよく筋道を立てて借財を表にして、儉約すべきである。そうでなければ、家中から下民まで、質素の風はおこなわれない。

借財が一銭もなく、国家が豊饒であるときは、上はもちろん士民までも、何となく心がゆるみ、自然と質素の風が薄くなり、果ては奢りに長じ、かえって国家の傾きとなるものである。したがって、借財を儉約の基として、年々借財の高を諸侯の上聞に達し、驕りが長じないような圧石とすべきである。そうすれば、借財も儉約の用となり、信約も失わず上下平等にして、治国齊家の基本ともなる。必ず借財を死物にするべきでない。活物にする工夫があるべきである。これが、金銀融通の妙用である。そうした考えがないので、契券・印章の信用が失われ、公私・臨時・非常の財用にことを欠くのである。

12. 信用と貨幣

信義の欠如による貸借の不振は、経済の機能不全をもたらす。

商家は、貨物の価格の高下によって損得があるが、元銀を失うまでにはならない。損あれば得ありである。ただ契券の約束が果たされないことほど恐ろしいことはない。何千貫⁽⁴⁷⁾目というのも、わずかに印紙一枚である。これによって家産を失う者は、繁昌の地ほど多い。今、訴訟をする者を見るに、十中八・九は金銀の出入りのことである。しかし、貸借・融通がなくては、金銀が偏ってしまい用をなさない。『易』繫辞に「財を理し、辞を正し、民が非をなすを禁ずるを義という」とある。貸借は、互いに信義を失わずしてこそ用をなす。金銀の用が偏り、一切の用が調わなければ、平天下とはいい難い。これを以て、食貨を八政の基とすることはもちろんである。国家の金銀が払底して、用度が乏しいときは、民の煩となる。これによって金銀を貴重なものとするのである。

しかし、それには沿革があり、興廢がある。国々に紙札⁽⁴⁹⁾があり、万民が安んじないことがあった。慶長以前までは、金銀が貴く、士民皆、錢をもって交易した。すなわち、士民も儉素を守ったのである。御一統後、御治世の厚德によって、次第に金銀が出で全国に充満するにしたがい、自由であるに任せ、何時となく士民が驕奢に長じ、困窮するにいたった。金銀が多いのも、また得失があるのである。⁽⁵¹⁾

(47) 銀の額。

(48) 五経の一。

(49) 藩札。

(50) 徳川氏による全国統一。

(3) 解説

草間直方は、前節で読んだ『三貨図彙』「物価之部」巻之一で、士農工商の身分制度を自明の前提とした上で、商人に勤勉・儉約・貨殖を説いている。しかし、そのことは、直方に特殊な主張とはいえない。それらは、徳川時代の実直な商人に共通する職業倫理であつたらう。

そこで、本節では、両替商であつた直方に特徴的である経済観を探るために、徳川時代の貨幣制度と両替商の役割について概観した上で、その主張について解説していくことにする。彼の叙述は、近世文の常として、構成が厳密に組み立てられたものではない。そこで、彼の叙述を、その順序を組み替えて、出来るだけ首尾一貫したものとして再構成していくのである。その解説は、読者に、前節の彼の叙述を読み返してもらうときの指針となることを目指している。なお、以下、【・】内は、その叙述が拠る前節の箇所の項数を示す。

1. 三貨制度

徳川時代の貨幣制度は、「三貨制度」という概念によって特徴付けられることが多い。「三貨」とは、金貨、銀貨、銭貨である。金貨は

単に金と、銀貨は単に銀と呼ばれることが多かった。本稿でも、その慣行にしたがう。銭貨とは、本来、円形で中心部に方形の孔がある貨幣を指した。したがって、金銭も銀銭もあり得る訳で、現に、日本の古代にもそれらが発行された。しかし、徳川時代における銭とは、主に銅銭を意味し、ときに真鍮銭、鉄銭も含まれていた。

徳川時代における貨幣の発行は、金銀については、江戸開府前、1601（慶長6）年の慶長金銀の発行を嚆矢とする。そのころ、銭は、唐・宋銭から明銭にいたるまでの中国銭が主に流通していた。国産銭については、慶長通宝・元和通宝が発行されたとされ、現物も残っているが、詳細は、はっきりとしない。国産銭が主に流通し出すのは、1636（寛永13）年に寛永通宝の鑄造が始まってからであつた。

金と銭とは、計数貨幣であり、銀は、秤によって重量を測って用いる、秤量貨幣であつた。もっとも、徳川後期になると、1765（明和2）年に発行された明和五匁銀、南鐔二朱銀のように、銀を計数貨幣化する動きも見られ出した。

また、金・銀・銭それぞれには、公定の交換比率、すなわち、御定相場が設定されていた。

それは、1609（慶長14）年には、

金1両＝銀50匁＝銭4貫文（永楽通宝は
1貫文⁽⁵²⁾）

(51) 「物価之部」巻一の叙述は、この後、「銭之部」、「金之部」、「銀之部」の回顧的な叙述と、「物価之部」への導入に移っていくが、本稿ではその部分の訳出は省略した。なお、訳出した部分は、巻之一全体の8割弱にあたる。

(52) 明銭である永楽通宝以外の銭も唐・宋銭などの中国銭であつた。それらは、きんせん京銭ともびたせん鑄銭とも呼ばれた。正規の中国銭を模した私鑄銭が主体であつたとの見解もある。永楽通宝が特別扱ひされたのは、中世において、関東では、それが流通していたからである。

とされた。まもなく、永楽通宝の特別扱いは停止されたが、金1両=銀50匁という規定は長く続き、1700(元禄13)年にいたって、

金1両=銀60匁=銭4貫文
に変更された。

幕府の貨幣の取り扱いが御定相場に依った。しかし、その御定相場は、貨幣市場にとってはあくまでも目安であり——徳川後期になると、前述の南鐐二朱銀のように、金銀の比価を安定させようとする試みもなされたとはいえ——金・銀・銭の交換比率は、三貨それぞれへの需要とその供給に応じて、御定相場を巡って変動した。【前節7】

その点で重要であったのは、江戸を含む東日本では、金が主に流通——金遣い——し、京都・大阪を含む西日本では銀が主に流通——銀遣い——していたことである。少なくとも、18世紀の後半に江戸の「地廻り経済圏」が形成されてくるまでは、大阪は、江戸に対して油・木綿・酒・醤油などを供給する上での中心地、「天下の台所」であった。一方、江戸は、幕府の「お膝元」であり、その財政も米方収支とともに金方収支からなっていた。こうした、供給地・大阪と需要地・江戸とは、それぞれに独自性をもった論理で動いていたから、金銀の比価は安定しなかったのである。

そうした金銀の比価の不安定性は、徳川時代にたびたび繰り返された貨幣改鑄の際に際立つものとなった。徳川時代には、慶長以降、

『三貨図彙』の完成(1815(文化12)年)までに、主なものだけでも、元禄(1695年)、宝永(1710年)、正徳(1714年)、元文(1736年)の改鑄がおこなわれた。そのたびに、金銀の比価は大きく動揺したのである。もっとも、『三貨図彙』の完成年は、文政(1818年)の改鑄に若干先立っており、直方は、同書の各所で元文金銀の長期にわたる流通を賛美している。

2. 両替商の役割

さて、このような三貨制度のもとで両替商の活動はなされたのである。その基礎的な業務は、文字通りの両替をおこなうことと、三貨の相互の交換をおこなうことであった。とりわけ、金と銀との交換は、江戸と上方との交易を成立させる上で不可欠のものであった。大阪における銀による金相場と、江戸における金による銀相場とが、対応するものとなったのである。金銀相場が、金高銀安となれば、大阪の物資の江戸への移出量は増加するから、大阪の物価の上昇要因・江戸の物価の下落要因となり、逆の場合には、逆になった⁽⁵³⁾。

もちろん、こうした金銀間の交換の他に、日常の小規模な取引のためには、金あるいは銀を銭に、あるいは逆に、交換する必要もあった。金銀間の交換を行なう、大規模な営業を行なう両替商は、本両替と、銭をあつかう、小規模な両替商は、大阪では銭両替、江戸では脇両替と呼ばれた。

(53) この場合、大阪から江戸への物資の移動は一方的なものであり、大阪における物価の上昇が、江戸から大阪への物資の移出を増大させるという、自動調節的な動きをもたらすことはなかった。大阪と幕府・諸侯の財政支出の集中する江戸との関係は、経済都市同士の関係として完結するものではなかったのである。

幕府は、1662（寛文2）年、大阪における幕府御用の両替商を定め、1670（寛文10）年には、「十人両替仲間」が形成された。その「十人」には、直方が勤務した鴻池屋の鴻池善右衛門（初代）の名が見える。

注目されるべきことは、そうした両替商が、本来の基礎的な業務のみでなく、為替取引、預金貸付、手形振出といった金融業務一般にかかわっていったことである。日常的に貨幣を取り扱う両替商が、ひろく金融業務一般を取り扱う役割を果たすようになっていくという事態は、自然のなりゆきであったといえる。⁽⁵⁴⁾ そうした事態は、ヨーロッパでも見られた。フィレンツェのメディチ家はその好例である。

そうした金融業務には、大阪の北浜、後には堂島の米市場に集約された幕府・諸藩の年貢米の売却代金の管理・送金という業務も含まれていた。年貢米の売り渡しにおける大阪の優位性は、17世紀後半に日本海を用いた西回り航路が開発されたことによる、諸国からの廻米量の増大によって確立されていった。先にふれた、幕府御用の両替商の指定は、幕府・諸侯の財政と大阪の両替商との結び付きの象徴であろう。そうした大阪の繁栄を支えた商人の「義気」について、直方は、強い自負を込めて語っている。【前節6】なお、この部分の叙述は、『三貨図彙』全体の中でも、もっとも精彩に富んだ文章となっている。前節の訳文が、その精彩をいくらかでも伝えるものと

なっていれば幸いである。

こうした幕藩体制と両替商との結び付きは、諸侯に対する貸し付け、大名貸によって一層堅固なものになった。しかし、後述のように、大名貸は、両替商にとって大きな商機であると同時に、大きなリスクを伴う取引でもあった。諸侯の債務の不履行によって倒産した両替商も多い。【前節10】

3. 直方の経済観

〈循環する経済〉

直方も、本両替としての鴻池屋に長く勤務し、また、独立してからも本両替としての営業をおこなった。

直方は、貨幣は、本来、流通してこそ意味のある存在であり、金融の役割は、そうした貨幣の過不足——貨幣への需要とその供給——の偏りを解消することによって、商品の流通を円滑にすることであると捉えていた。「金銀ノ用ハ一切ノ事ヲ融通サスルガ根本」（草間直方（1932）p.705.）なのである。【前節2】

ここで注意すべきことは、直方にとって商品の円滑な流通とは、その価格の循環・変化を含むものであったことである。彼にとって、自然そのものと経済を含めた人事に貫通する「自然」とは、天体の運行や季節の変化のように、絶えず循環するものであった。【前節4】彼は、「相庭ハ商賈ノ私ヨリ起リ、公道ノ意ニヨラズ」（草間直方（1932）p.707.）と力強く述べる。【前節5】この「商賈ノ私ヨリ起」る「相

(54) なお、鴻池屋は、近代に入って、第十三国立銀行 → 鴻池銀行 → 三和銀行 → UFJ 銀行を経て、現在の三菱 UFJ 銀行に繋がっている。

庭」とは、循環・変化を繰り返すものであり、その循環・変化の世界、『易』の世界こそが、直方が生きた市場だったのである。

このことは、ヨーロッパの経済思想で、「自然」という概念が、古典学派における「自然率」の概念の場合に典型的なように、「均衡」——変化の1点への収斂——の概念と結び付いていたことと対照し得る。

その直方が強い関心を寄せたのは米価の変動であった。米は、季節商品として、年間においても流通量が変動する。端境期には流通量が減少し、価格は上昇し、新米が出回ると、流通量が増大し、価格は下落する。また、米は、年々の豊凶によって、生産量・流通量が増減する。彼は、天明期（1781-1789年）の凶作の後、新田開発によって米の生産量・流通量が増大する趨勢にあり、米価は低迷するのが基調であると捉えた。⁽⁵⁵⁾【前節3】しかし、その低迷基調は、豊凶による生産量・流通量の変動を打ち消すものではなかった。彼は、米価の変動を自然の道理であると捉えた。【前節4】

米は、食糧として需要の価格弾力性の小さな商品である。したがって、米の豊凶は、米価の大きな変動をもたらす。⁽⁵⁶⁾そうした米価の変動は、諸国から廻米された年貢米の米市場での売買を基礎においていた、大阪の経済に大きな影響を与えた。

エンゲル係数の高かった当時において、米価の下落は、所得を貨幣で得る工商の下層の人々や武家の奉公人の生活を楽なものとし、米価の上昇は、それらの人々の生活を苦しいものとした。直方は、民衆に、米価が下落したときに余剰の銀を貯えて、米価が上昇したときに備えるべきことを説いている。【前節5】しかし、米価の下落は、年貢米の売却によって家計を維持する諸侯や知行地をもった家臣を含め、米で所得を得る武家の家計を苦しいものとし、米価の上昇は、それらの人々の家計を楽なものとした。また、米価の基調は、幕府や諸藩の財政そのものを左右した。

米価の下落は、米市場に沈滞をもたらし、米価の上昇は、米市場に活況をもたらしたから、その変動は、大阪の商人の景況観に大きな影響を与えた。直方は、そうした循環・変化があるからこそ、商人の業も金銀の融通も可能になるのであると述べる。米価ほど顕著ではなくとも、諸色と呼ばれた他の商品の価格も変動を繰り返す。「安キモ天、高キモ天」（草間直方（1932）p.706.）であり、そうした価格の変動を正しく読み解くことによって商人の利潤は生まれる、というのである。【前節4】

なお、直方が、一方で、大阪に諸国の米が廻米されてくるのが、地域的な差が大きかった米の豊凶を均し、米価の変動を小さなものとする役割を果たした、と指摘していたこと

(55) 事実としては、18世紀後半から19世紀初頭にかけては、人口と耕地面積は停滞的であった。また、米生産の増大は、多労多肥化など農業技術の変化によった。多労多肥化は、徳川時代の農書の多くが推奨する農業技術の進歩の方向であった。

(56) 穀物の供給の変動が、価格を大きく変動させることは、ヨーロッパでは、キングの法則として17世紀から知られていた。

にも注目しておこう。【前節 5】米価の極端な変動は——大阪でも打壊しまでが発生した天明の飢饉のときのように——社会不安さえもたらすのである。

さらに、貨幣の順調な流通の重視といっても、直方が、空切手のように、現物の米の裏付けをもたない証券や、藩札のような現物の金銀ではない貨幣のように、信用に疑問の余地のある存在には、むしろ批判的であったことは留意しておくべきであろう。【前節 7】藩札は、いつ札潰しによって無効化されるか分からない。そして、藩そのものは、いつ取潰しや国替えにあうか分からないのである。⁽⁵⁷⁾こうした危険回避的な彼の見方にも、彼の経済観の、投機性の対極にある、堅実さを見て取れる。

〈流通の阻害への批判〉

直方は、当時、貨幣の貸借契約の履行が不確実になり、銀製品や骨董品などに代わって金銀そのものを価値の貯蔵手段とすることが広まり、そうでなければ市場で流通するはずの金銀の流通が減少していると考えた。貸借契約の履行が不確実になれば、本来、おこなわれてよいはずの貸借までがおこなわれないことになるから、金銀の流通は不自由になる、とするのである。【前節 7】

本両替としての直方が、そうした契約の不

履行という風潮の根源にある事態として、もっとも恐れたのは、大名貸における契約の不履行であった。彼は、金融の不振の根本は、諸侯への貸付が焦げ付くことにあり、逆に、諸侯への貸し渋りが起きることによって、諸侯自身の不便も増したであろうとする。【前節 7】彼は、諸侯の契約の不履行が、大阪の地そのものの経済的な地位を低下させていると考え⁽⁵⁸⁾た。【前節 10】

しかし、直方は、米市場への人為的な介入には批判的であった。米相場への人為的な介入によって米価が上昇すれば、大名貸における返済の不確実性は減少するであろう。しかし、彼は、そうした介入の正の効果よりも、それが商品と貨幣の、市場の論理にしたがった流通を妨げる負の効果を重視した。公権力は、民間のことである経済に介入すべきではない、ということが、彼の経済観の根本であった。【前節 4】米価が低迷したときには、幕府は、富商に買米を命じることによって、米相場の引き上げを図ることがあった。そうした買米の実施については、『三貨図彙』『物価之部』の各所で言及されている。しかし、彼は、そうした米相場への公権力による介入には否定的であったのである。より多くの貨幣が米市場を通じて幕府・藩の手にわたれば、民間における金融は滞り、経済に悪影響を及ぼす。したがって、政策的な高米価は、むしろ、金

(57) 藩札は、銀などの準備をもったが、準備率が100%を下回れば下回るだけ、藩札発行の利益は大きいから、その存在は、「架空性」を帯びた。

なお、直方自身は、肥後藩の藩札の発行にかかわった。

(58) 大阪経済の地位の相対的な低下の原因には、前述した、江戸の「地廻り経済圏」の展開や、後述する、諸藩の「重商主義」的政策の影響があった。

融の手詰まりによって、米市場の自生的な再活性化を阻害することになる、というのである。【前節 4】

また、米市場の動向は、それへの参加者が強気 (bull) であるか弱気 (bear) であるかによっても左右される。したがって、金融の停滞は、市場への参加者を強気にしないことにもなる。彼は、そのことを、「米価ノ高下モ金銀ノ融通モ、天理ノ自然ニテ人力ノ儘ニハ成り難シ」(草間直方 (1932) p. 707.) といっている。【前節 4】

そうした、大名貸の不確実性に基礎をおいた、金融の不振に対して、直方は、貸借は、互いに信義を失わないでこそ用をなすと強調する。【前節 12】

〈藩財政の立て直し〉

もちろん、財政的に困窮した諸侯もただ手をこまねいていたのではなかった。18世紀後半以降、財政の悪化した諸藩は、その立て直しに努めていった。藩による特産品の専売化などがその先進的な手法であった。直方が指摘するように、各藩が、現金銀を他国に漏れ出さないように図ったというのも、そうした財政の立て直し策のことを指している。【前節 7】

こうした諸藩の動向は、今日、藩を単位とした「重商主義」政策であると捉えられている。

直方も、肥後藩などの諸藩や御三卿の一である田安家とも取引をおこない、諸藩に藩債

処理の方法を提案するなど、藩の財政顧問的な役割を果たした。しかし、彼は、藩の財政改革にとっては、借金をすることがむしろ有用であるとするものの、借金の存在は、藩主や家中に儉約の必要性を自覚させることになるとするのみで、専売化など具体的な財政の再建策には踏み込んでいない⁽⁵⁹⁾。【前節 11】

藩を単位とした「重商主義」的な政策は、諸藩の財政を改善し、大阪における金融の不確実性を減らすという効果と同時に、金融の中心地としての大阪の役割を低下させるという効果を併せもつ。彼のそうした政策への評価は、両義性を帯びていたと推測することも可能であろう。彼が、先にふれたような、諸藩が金銀を域内に取り込む政策を、大阪における金融を制約するものとして捉えていたことは、特徴的である。【前節 7】直方の視点は、あくまでも大阪の両替商であることにおかれていたのである。

一方、直方が、土地の質入れによる農民間での金銀の貸借には批判的であり、土地の売買を推奨していること、しかも、その土地の売買を制限することによって、農民の土地所有の1町歩での標準化を提言していることは印象的である。【前節 9】1町歩は、小家族が家族労働によって耕作し得る水田の適正規模であった⁽⁶⁰⁾。

18世紀の後半、白河侯・松平定信は、老中として推進した、寛政の改革において、勸農的な農村政策をもって疲弊した農村の復興を

(59) 肥後藩は、櫛・蠟の専売によって知られた。

(60) 1町歩は、ほぼ1ha。

図ろうとした。直方は、前節で読んだ「物価之部」巻之一で、何度もその定信の「庶有編」に言及し、また、それを『三貨図彙』「附録之部」に収録している。『書経』洪範に言及した「物価之部」巻之一の書き出しは、「庶有編」と共通している（源定信（1932）p.1139. 参照）。【前節 1】その点から推測すると、彼は、定信の政策に共感を覚えていたのであろう。定信の農村政策は、農民層の分化・分解を抑止することを目指した、保守的なものであった。

大阪の大規模な両替商の存立は、年貢米の廻米の安定にかかっていた。直方は、一方では、契約を誠実に履行しない諸侯を厳しく批判しながら——商品作物の導入によってその役割を低めていったとはいえ——なお藩財政の基底をなした年貢米の安定的な取得のための農村の安定に重要性を認めたのである。米相場への人為的な介入を強く批判する直方が、農地の売買には制限を提起していることは、極めて興味深い。彼の経済思想は、急進的なものでは決してなく、穏健なものであったといえる。

また、直方が、藩の財政改革に必要な人材は、学者とも、商人とも違った、見識と政治的手腕とを併せもった家中の人物である、と述べていることも注目される。これには、彼が文中で名を出している京都生まれの儒者・熊沢蕃山による備前藩の財政再建が、評価の高いものとはいえなかったことも関係しているのであろう。【前節 11】なお、彼の、藩政改革における有為な人材の登用論には、荻生徂徠の『政談』（荻生徂徠（2011））における所説の影響があると思われる。彼が『政談』を読

んでいたことは、『三貨図彙』に同書についての言及（草間直方（1932）pp.193.-194.）があることによって分かる。

——以上のような「物価之部」巻之一の各所で、直方は、金銀の順調な流通を保証する上で、契約を誠実に履行することが重要であることを強調する。彼は、「天理ニ叛ク不実ノ商ハ、堅ク致スベカラズ」（草間直方（1932）p.713.）と述べる。【前節 10】そうした職業倫理を、彼は、『易』にいう「義」の概念で表現する。『易』における「義」とは、端的には「正レ辞」（草間直方（1932）p.715.）すこと、すなわち、言葉を正しくすることである。【前節 12】直方の商業倫理は、契約の「言葉」を真実のものにするという、商人の原点である信義の重要性に絶えず立ち返るべきであるということに集約されるであろう。【前節 8】

（4） おわりに

以上、『三貨図彙』の一部を読むことによって、草間直方の経済観の一端を見てきた。

幕藩体制下の両替商は、伝統的な概念を借りれば、日本における「前期的資本」の最たるものであろう。確かに、直方の米市場への権力的な介入による米価の引き上げへの批判は、結局は、価格の変動こそが商人の利潤を生む——利潤は商品の流通過程から生まれる——という理解と結び付いていた。それは、ヨーロッパ的な尺度における「自由放任」の主張とは異なるものであろう。彼の主張は、「自由主義」的な、権力による市場への介入の批判

とは、一線を画しているのである。

また、直方の経済観においては——東西日本の経済圏の違いの認識は含まれているが——日本の経済は、1つの閉じた経済として認識されていた。その点は、同じく「前期的資本」の活動を基礎として生まれた経済思想であるとはいっても、ヨーロッパ的な尺度でいう国家単位での「重商主義」の主張とは大きく異なっている。それは、「鎖国」によって外国貿易が制限されていた、徳川日本の富商の姿そのものを示すものであるといえる。「重商主義」は、外国貿易について考察することを集約点として、その経済学的思考を鍛えられていった。そうした条件は、直方にはなかったのである。徳川時代における国家単位での「重商主義」の主張は、むしろ、本多利明ら武家の中の開明的な思想家によって説かれていった。

直方の経済思想は、「重商主義から自由主義」へという、ヨーロッパ的な理解の枠組みには収まり切らない性格をもっている。しかし、直方の、絶えず循環・変化する経済の中での勤勉・儉約・貨殖の基礎に、「義」の倫理の必要を説く叙述からは、両替商として、自己の決断のみを頼りに市場を生き抜いていった、自立した商人の像が浮かび上がってくる、といえる。

主要参考文献

草間直方 (1932), 『三貨図彙』白東社。(同書は、1978年に文献出版より復刻された。)

新井白石 (1977a), 「本朝宝貨通用事略」以下に所収。国書刊行会編『新井白石全集』第三卷。国書刊行会。

—— (1977b), 『鬼神論』以下に所収。国書刊行会編『新井白石全集』第六卷。国書刊行会。

荻生徂徠 (2011), 『政談』東洋文庫。

海保青陵 (1970), 『稽古談』以下に所収。塚谷晃弘・蔵波省自編『本多利明 海保青陵』日本思想大系 44。岩波書店。

本多利明 (1970), 『交易論』以下に所収。塚谷晃弘・蔵波省自編『本多利明 海保青陵』日本思想大系 44。岩波書店。

源 (松平) 定信 (1932), 「庶有編」以下に所収。草間直方 (1932)。

岩橋勝 (2002), 「近世の貨幣・信用」以下に所収。桜井英次・中西聡編『流通経済史』山川出版社。

小室正紀 (2004), 「大坂両替商草間直方における『融通』」以下に所収。川口浩編『日本の経済思想世界——「十九世紀」の企業者・政策者・知識人——』日本経済評論社。

—— (2016), 「大坂両替商草間直方の貨幣史——『三貨図彙』の著作意図をめぐって——」以下に所収。同編『幕藩体制転換期の経済思想』慶應義塾大学出版会。

作道洋太郎 (1978), 「草間直方と『三貨図彙』」以下に所収。草間直方 (1932) 復刻版。

新保博 (1985), 『寛政のビジネス・エリート——大阪商人・草間直方にみる江戸時代の経営感覚——』PHP 研究所。

杉山伸也 (2012), 『日本経済史 近世—現代』岩波書店。

高橋誠一郎 (1932), 『重商主義経済学説研究』改造社。(同書は、1993年に創文社より復刻された。)

滝沢武雄 (1996), 『日本の貨幣の歴史』吉川弘文館。

松好貞夫 (1932), 『日本両替金融史論』文芸春秋社。(同書は、1965年に柏書房より復刻された。)